

## 令和6年度及び令和7年度

### 広陵町建設工事競争入札参加資格審査申請要領（町外業者用）

令和6年度及び令和7年度において、広陵町（土地開発公社を含む。以下同じ。）及び奈良県広域水道企業団（令和7年度設立予定）が発注する建設工事の競争入札（随意契約を含む。以下同じ。）に参加しようとする方は、以下の要領により入札参加資格申請書（以下「申請書」という。）を作成し提出してください。

なお、この申請書は、広陵町及び奈良県広域水道企業団が発注する建設工事の競争入札の業者選定に使用するためのものであり、直ちに指名があるという制度ではありません。

※ 広陵町が発注する上下水道設備関連の工事及び業務委託は、令和7年度より奈良県広域水道企業団が発注する予定です。

※ 令和6年度及び令和7年度の競争入札参加資格申請より、次の2点について変更しましたのでご注意ください。

(1) 従来の書類提出に加えて、所定のエクセルファイル（建設業者カード（広陵町様式⑧-1））に入力後、指定されたメールアドレスに送信してください。

(2) 町外に本店のある建設工事業者は、主に希望する工事業種を3業種選択することができます。

#### 1. 競争入札(随意契約を含む)に参加する者の必要な資格

入札及び随意契約に参加を希望する者は、町長の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を得なければなりません。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格を得ることができません。

- ① 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ていない者
- ② 広陵町建設工事等競争入札参加資格規程（平成11年6月広陵町告示第10号）第6条の規定により入札参加資格を取り消され、その処分の日から2年を経過していない者
- ③ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これらを受けていない者
- ④ 申請書を提出するときに町税等を完納していない者
- ⑤ 審査基準日(令和6年2月1日)直前2年の営業年度において、営業実績を有していない者

- ⑥ 申請書又はその添付書類中の重要な事項について、故意に虚偽の内容を記載した者
- ⑦ 次のいずれかに該当すると認められる者
  - ア 役員等(法人にあつては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(常時建設工事等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
  - イ 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
  - ウ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は、第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している者
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している者
  - オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

## 2. 受付対象者

次に掲げる条件をすべて満足する者

- ① 建設業法(昭和24年法律第100号)による建設業許可を受けている建設業者で、令和4年10月1日から令和5年9月30日までの期間を審査基準日(決算日)とする経営事項審査を受けている者
- ② 本店が広陵町外の所在地で建設業の許可を取得している者

## 3. 競争入札参加資格の有効期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

## 4. 受付期間

令和6年2月1日(木)から令和6年2月29日(木)まで

※ データの送信及び郵送の受付は令和6年2月29日(木)午後5時必着とします。

## 5. 受付方法と受付場所

- (1) 建設業者カード(広陵町様式⑧-1)のエクセルファイルについて  
下記のメールアドレス宛に送信してください。

送信先

E-mail : koryo.soumu-gts@theia.ocn.ne.jp

注：PDFに変換しないでください。

必ずエクセルファイルのままで送信してください。

注：データに押印は不要です。

注：クラウド等に預けず直接送信してください。

(2) 印字した建設業者カード（広陵町様式⑧-1）及び申請書等その他書類について下記の場所に郵送してください。

広陵町役場 2階 総務課

〒635-8515 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1  
TEL 0745-55-1001 内線1246

封筒の表に「入札参加資格申請書在中 町外・建設」と赤字で記入してください。

6. 提出部数 1部

7. 提出又は送信書類

注：紙で提出する書類は以下の順番に綴りホッチキス止めをして郵送してください。ホッチキスで止められないときは、綴じひもにて綴じてください。

なお、郵送の場合で申請書類の受付証をご希望の方は、切手を貼った返信用の封筒又はハガキを同封してください。

- ① 令和6年度及び令和7年度 広陵町建設工事競争入札参加資格審査申請書（広陵町様式①-1）（必須）
- ② 承諾書（広陵町様式⑦-1）（必須）
- ③ 建設業者カード（広陵町様式⑧-1）（必須）

※必ず所定のエクセルの様式に入力してください。

※エクセルの様式の変更は絶対にしないでください。

※入力したエクセルファイルのデータを（1）送信するとともに（2）印字したものを提出してください。

(1) 5 (1) に記載された所定のメールアドレスあてに送信してください。

※ PDFに変換しないでください。エクセルファイルのままで送信してください。

※ 押印は不要です。

※ クラウド等に預けず、直接送信してください。

(2) 印字した用紙に入札・契約等での使用印を押印して、他の書類とともに提出してください。

**上に記載の(1)と(2)の両方をしてください。**

※ 「申請する営業所情報」欄には実際に入札参加や契約を行う営業所及びその営業所の代表者等を入力してください。

(法人の本店の場合、代表者は代表取締役を入力してください。本店以外の場合、代表者は受任者を入力してください。)

※ 法人番号は法人の方のみ入力してください。「番号法」に基づく13ケタの番号です。「国税庁法人番号公表サイト」で検索が可能です。

※ 「本店情報」欄について、上段で申請する営業所が本店の場合は入力不要です。

※ 印字して提出する書類にのみ使用印を押印してください。

使用印とは入札、契約及び代金請求等で使用する印です。

※ 「業者区分」欄は、「町外」を選択してください。

※ 「建設業許可」欄には、許可者を選択し、許可番号を入力してください。

※ 「経営事項審査結果」欄には令和4年10月1日から令和5年9月30日までの間を審査基準日(決算日)とする経営事項審査結果通知書の内容を、該当する項目ごとに入力もしくは選択してください。

※ 「希望する許可業種の経審情報」欄には、主に希望する3つの許可業種(申請された営業所が有する許可業種に限ります)と許可区分(一般又は特定)を選択し、それぞれの経審P点(総合評定値)と完成工事高を、経営事項審査結果の内容どおりに入力してください。

右端の「B 希望工事業種 町内業者のみ」欄は入力しないでください。

※ 従来どおり、要件を具備された県外本店の方は、申請された営業所が有する経営事項審査を受審されたすべての許可業種について競争入札参加資格を取得します。

#### ④ 代表者印の印鑑証明書〈写し〉(必須)

※ 法人の場合は法務局で、個人の場合は市町村で発行しています。

※ 申請書提出時の直前3箇月以内発行のものとしします。

#### ⑤ 経営事項審査結果通知書〈写し〉(必須)

※ 令和4年10月1日から令和5年9月30日までの間を審査基準日(決算日)とするものを提出してください。

申請中で通知書が届いていない場合は、申請先の受付印のある受付票の写しを提出するとともに、通知書が届いたら早急にその写しを提出してください。

※ 経審申請後に資本金、許可区分（一般又は特定）、一部業種の追加・廃業、技術職員数の変更等があれば、赤字で修正してください。

⑥ 営業所一覧表（国土交通省の様式④）（必須）

※ 建設業許可業種欄（上段）の欄には、営業所に対応する経営事項審査を受けた建設業許可業種の欄に○印を記入してください。

⑦ 委任状（該当者のみ）〈原本〉

※ 申請された営業所が入札、契約及び代金請求等の権限を委任された支店等の場合添付してください。

委任状には受任された営業所の代表者の職・氏名及び営業所の郵便番号、住所、名称及び電話番号を記入願います。

※ 任意の様式を使用してください。

⑧ 商業登記の登記事項証明書（履歴事項証明書）〈写し〉（法人のみ必須）

⑨ 納税証明書〈写し〉（必須）

・ 法人の場合	{	法人税	
		及び消費税（税務署）	〈様式その3の3〉
		都道府県税（都道府県税事務所）	〈滞納のない証明〉
		市町村税（市役所、町村役場）	〈滞納のない証明〉
・ 個人の場合	{	所得税	
		及び消費税（税務署）	〈様式その3の2〉
		都道府県税（都道府県税事務所）	〈滞納のない証明〉
		市町村税（市役所、町村役場）	〈滞納のない証明〉

※ 申請する営業所が本社の場合は本社の（国・都道府県・市町村）税の証明書の写しを、本社以外の営業所等で申請した場合は本社の（国・都道府県・市町村）税及び営業所の（都道府県・市町村）税の両方の証明書の写しを提出してください。

※ 「滞納のない証明」を発行していない場合は、「令和4年度及び5年度の納税証明書」の写しでも提出できます。

※ 申請書提出時の直前3箇月以内発行のものとしします。

⑩ 建設業許可証明書〈写し〉（必須）

※ 許可通知書の写しでも提出できます。

⑪ **工事経歴書（建設業法様式第二号）（必須）**

※ 経営事項審査申請時の提出書類の写しを提出してください。

**8. 留意事項**

- ① 申請書等の記載事項を確認できない場合、又は提出書類が不足している場合は受付できません。
- ② 提出書類の内容が事実と相違していることが後日判明したとき、又は審査のための実態調査に応じないときは、入札参加資格の登録を行わない、あるいは資格の登録を取り消すことがあります。
- ③ 経営事項審査を毎年受け、審査結果の通知があり次第、写しを提出してください。また、建設業の許可を更新した場合も通知があり次第、写しを提出してください。有効期限を過ぎても提出されないときは、競争入札参加資格が停止され入札への参加及び契約ができない場合があります。
- ④ 奈良県広域水道企業団（令和7年度設立予定）が行う建設工事の競争入札及び随意契約における業者の選定に申請者が送信・提出された申請情報を使用するため、広陵町が奈良県広域水道企業団にその申請情報を提供することを承諾していただきます。

また、申請者には、広陵町の競争入札参加資格者名簿に登録された場合、奈良県広域水道企業団の競争入札（随意契約を含む）参加資格を取得することを承諾していただきます。

※ 広陵町が発注する上下水道設備関連の工事及び業務委託は、令和7年度より奈良県広域水道企業団が発注する予定です。

- ⑤ 広陵町及び奈良県広域水道企業団が、申請情報の一部を入札参加資格者名簿として公表することを承諾していただきます。